R7. 12. 31

第１４号様式（第８条関係）
（その１）

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。

告示	締切	公表	訂記		
㊎	㊎	レ ㋆		○	○

令和 7 年分
（　　開催分）
収　支　報　告　書

1. 政治団体の名称（ふりがな）はなおかけんをこっかいにおくるかい　花岡けんを国会に送る会

2. 主たる事務所の所在地　埼玉県狭山市秩山台3-1-14

3. 代表者の氏名　花岡 蔚

4. 会計責任者の氏名　花岡 蔚

事務担当者の氏名　花岡 蔚

（電話）080-6537-3376

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。

受付 8.3.31 収支公開室 第　号

埼玉県 収受 -8.2.10 選挙管理委員会

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類（現職・候補者の別）　参議院議員（現職・候補者等）

資金管理団体の届出をした者の氏名　花岡 蔚

国会議員関係政治団体の区分
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　花岡 蔚

公職の種類（現職・候補者の別）　参議院議員（現職・候補者等）

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード	団体コード

収受	入力	枚数	

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

収　支　の　状　況

（その２）

1.　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		¥2	4 3 0	0 0 0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）		¥2	4 3 0	0 0 0
支出総額		¥1	7 0 5	8 0 0
翌年への繰越額		¥	7 2 4	2 0 0

2.　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0人

(2) 寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分					
(ア) 個人からの寄附		¥2	4 3 0	0 0 0	
（うち特定寄附）				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)		¥2	4 3 0	0 0 0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）					
イ 政党匿名寄附				0	
合計 (ア＋イ)		¥2	4 3 0	0 0 0	

（その7）　（個人用）

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
一尾 勝子	¥1,000,000	7.5月15日	埼玉県日高市高萩東1-18-35	無職	
山川 典子	¥1,000,000	7.5月23日	埼玉県飯能市大字阿須1548-3	無職	
松浦 ことみ	¥200,000	7.6月18日	東京都豊島区南大塚2-25-17 1503	弁護士	
藤田 史郎	¥100,000	7.7月17日	千葉県松戸市河原塚165-5	無職	
高橋 寛	¥10,000	7.6月12日	山形県米沢市太田町4-1-132	無職	
寺田 ~~[illegible]~~奇佐子	¥20,000	7.7月11日	神奈川県横浜市港北区日吉5-21-7-6	無職	
松浦 利貞	¥100,000	7.6月23日	東京都世田谷区北沢3-31-12	無職	
永田 耕治	¥10,000	7.5月17日	東京都世田谷区用賀4-9-18-302	無職	
福家 麻夫	¥100,000	7.7月17日	埼玉県さいたま市浦和区前地1-5-11-501	無職	
この頁の小計	¥2,360,000				
その他の寄附	¥70,000				
合計	¥2,430,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
1 経常経費		
(1) 人件費	¥628000	
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費		
小計	¥628000	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	¥27800	
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア＋イ＋ウ＋エ）		
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金	¥1050000	
(6) その他の経費		
小計	¥1077800	
合計	¥1705800	

政治団体に本部・支部（政治団体として届出のあるもの）がある場合、本部又は支部に供与した交付金等に係る支出については、それらの費目ごとの合計額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 （ ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	~~¥27800~~		~~社会民主党山形県連~~		
この頁の小計	~~¥27800~~				
その他の支出	¥27800				
合計	¥27800				

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 選挙運動：（　　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附	¥1,050,000	R7. 7. 2	花岡 蔚	埼玉県狭山市狭山台3-1-4	
この頁の小計	¥1,050,000				
その他の支出					
合計	¥1,050,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 2 月 9 日

政治団体の名称　花岡しげる を国会に送る会

会計責任者の氏名　花岡 蔚　㊞

※ 以下、解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名　~~花岡 蔚~~　~~㊞~~
花岡 蔚

政治資金監査報告書

令和 8年 2月 9日

花岡しげるを国会に送る会
代表　花岡 蔚　殿

登録政治資金監査人　平山正嘉
登　録　番　号　第８２６号
研修終了年月日　平成２１年４月２２日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、花岡しげるを国会に送る会の令和７年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、花岡しげるを国会に送る会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

花岡しげるを国会に送る会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上